

# 決 定 書

申 立 人 千代田ユニオン  
執行委員長 X 1

被申立人 千代田自動車株式会社  
代表取締役 Y 1

上記当事者間の都労委平成23年不第47号事件について、当委員会は、平成24年11月6日第1573回公益委員会議において、会長公益委員荒木尚志、公益委員白井典子、同房村精一、同篠崎鉄夫、同岸上茂、同後藤邦春、同稲葉康生、同馬越恵美子、同平沢郁子、同栄枝明典、同櫻井敬子、同森戸英幸、同水町勇一郎の合議により、次のとおり決定する。

## 主 文

本件申立てを却下する。

## 理 由

### 1 事案の概要等

#### (1) 事案の概要

本件は、平成23年4月1日に申立人千代田ユニオン（以下「組合」という。）の執行委員長である X 1（以下「X 1」という。）と被申立人千代田自動車株式会社（以下「会社」という。）の企業内組合である新千代田自動車労働組合の執行委員長 Z 1 との間で会社内において発生した暴力事件について、会社が X 1 に対し始末書の提出を求めたこと、及び会社が組合からの同年4月15日付団体交渉申入れを拒否したことが不当労働行為に当たるとし

て同年5月2日に申立てのあった事件である。

組合は、24年5月8日、請求する救済内容を①団体交渉の再開及び団体交渉拒否により生じた不利益の回復、②Z1に対する就業規則の適用、③組合のX2副執行委員長（当時）に対する配置換え及びX1に対する公休出勤停止により生じた不利益の回復、並びに④謝罪に変更した。

## (2) 当事者

① 会社は、一般乗用旅客自動車運送業を営む株式会社であり、平成20年3月時点の従業員数は、104名である。

② 組合は、23年3月3日に会社で働く労働者で結成された労働組合であり、本件申立時の組合員数は、7名である。

X1は、会社においてタクシー乗務員として勤務している。

## 2 当委員会における審査の経緯

### (1) 和解協定書の締結

24年5月31日、当委員会において、組合と会社は、「①本件紛争が生じたことは遺憾であり、労使双方は、今後誠実に団体交渉を行う。②申立人千代田ユニオンは、本件申立を取下げる。」との和解協定書を締結した。

また、会社は、「会社内で起きた『暴力事件』については、会社が当事者双方から話を聞き、就業規則にのっとり、適切に処分を行う」としたので、当委員会はこれを調査調書に記載し、翌日、調査調書の写しを組合及び会社に郵送した。

組合は、調査調書を確認した後、本件申立ての取下書を提出することになっていた。

### (2) 和解協定書締結後の経緯

① 組合から取下書の提出がないため、6月6日から同月28日にかけて、当委員会の事務局職員が組合の連絡先とされていたX1の携帯電話に10回にわたり架電したが、応答はなかった。

② 6月28日、当委員会から組合に対し、取下書の提出依頼文書を組合宛の文書の送付先とされていたX1の自宅に送付した。しかし、組合からは何の反応もなかった。

③ 6月29日、7月3日及び7月10日、事務局職員がX1の携帯電話に3回

架電したが、応答はなかった。

- ④ 7月17日、本件の参与委員である青木美仁労働者委員（以下「労働者委員」という。）がX1の携帯電話に架電したところ、X1はこれに応答した。

X1は、労働者委員に対し、会社が和解協定書締結後に就業規則を勝手に会社の都合の良い方向に改定してZ1を処分していない、今の状況下では絶対に取り下げをしない、こんな状況になったのは労働委員会が和解を勧めたせいなので労働委員会を訴えたと述べた。

なお、会社の就業規則が改定されたのは和解協定書締結前の24年4月21日である。

労働者委員は、就業規則の変更やZ1の処分について、会社に団体交渉を申し入れるように提案した。しかし、X1は、交渉すれば口論になるとの一点張りで一向に耳を傾けず、興奮状態となり、話は進まなかった。

- ⑤ 9月5日、労働者委員が再度X1の携帯電話に架電し、和解協定書締結以降、会社に団体交渉を申し入れたのかを尋ねた。X1は、会社とは喧嘩になってしまうから団体交渉の申入れはしていないと回答し、労働者委員が団体交渉で会社と話し合うよう説得したが、X1は、喧嘩になるだけで意味がないと述べた。

また、労働者委員がX1に対し調査の再開の必要性を伝え、組合の意向を確認したところ、X1は、不当労働行為しか判断しないならば意味がないとして調査の再開を拒否し、むしろ却下された方が次の段階に進むのに都合がいいと述べた。労働者委員は、次の段階とは具体的に何のことかを尋ねたが、X1は、「上の段階に進む。」と語気を強めるばかりであった。労働者委員は、このままでは却下になると説得したが、X1は「それで結構だ。」と述べた。

- ⑥ 9月6日、当委員会が、和解協定書締結後の対応を会社に確認したところ、翌日、会社から、24年6月25日付けでZ1に対し、6月28日、7月25日、8月1日の3日間の出勤停止処分を行ったとの報告があった。

なお、会社は、和解協定書締結後、X1からの事情聴取は行っていなかった。

- ⑦ 組合の意向を再度確認するため、9月6日から同月13日にかけて事務局職員がX1の携帯電話に4回架電したが、応答はなかった。
- ⑧ 9月14日、当委員会は、本件の取扱いについて、9月24日までに当委員会に連絡するよう依頼する文書をX1の自宅に送付したが、組合からは連絡がなかった。
- ⑨ 10月1日、当委員会は、本件の取扱いについて、10月11日までに当委員会に連絡をすること、連絡がない場合は申立てを維持する意思がないものとみざるを得ない旨の文書をX1の自宅及び組合住所（会社所在地）に送付した。

しかし、その後、組合からは何の連絡もなかった。

### 3 当委員会の判断

以上の審査の経緯のとおり、組合は、執行委員長であるX1が労働者委員に対し調査の再開を拒否する旨を述べ、その後、当委員会への連絡を一切絶っていることから、もはや、本件申立てを維持する意思を放棄したものとみざるを得ない。

したがって、労働委員会規則第33条第1項第7号を適用して、主文のとおり決定する。

平成24年11月6日

東京都労働委員会

会 長 荒 木 尚 志